第５章　サービス等の見込量とその確保に係る方策

１．障がい福祉サービス（自立支援給付）

（１）訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護（ホームヘルプ）	人	32	27	27	29	29	29
	時／月	221	181	174	236	236	236

【見込量確保に係る方策】

実績では、在宅が困難となり施設入所等が増え、利用数が減少していますが、見込みでは介護保険の介護度が軽く通院送迎等のサービスを利用することが出来ない手帳所持者が、サービスを希望することが多く、微増すると見込まれます。引き続き、ケアマネジャーや相談支援専門員と情報を共有しサービスを必要とする方の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）や重度の知的・精神障がいで、常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出時における移動支援などを総合的に行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
重度訪問介護	人	2	1	0	1	1	1
	時／月	1	1	0	4	4	4

【見込量確保に係る方策】

利用者が重度のため、コロナ感染防止や体調により利用できない日もあり減少していますが、入所施設利用者でも重度訪問介護を利用することが可能であり、町外の療養介護施設入所者も利用しています。コロナ禍で今後の利用見込は不明ですが、今後もサービス提供事業者と連携しサービス提供に努めます。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

サービス名	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
同行援護	人	1	0	0	0	0	0
	時／月	3	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んではおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする方の把握に努めます。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んではおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする方の把握に努めます。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

対象者はおりますが常時介護者がそばにおり、現在はサービスの利用希望がなく、利用は見込んでおりません。対象者が支援を必要とした際に速やかにサービスを利用できるよう、今後も支援を必要とする方の把握に努め、サービス提供事業所との連携を図ります。

（２）日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護及びその他必要な日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	人	69	68	65	65	65	65
	人日／月	1,466	1,438	1,411	1,430	1,430	1,430

【見込量確保に係る方策】

重度の利用者が施設入所支援と重複して利用している人が多く、障がいの重度化や死亡により微減となっていますが、特別支援学校の卒業者等により、見込を横ばいとしています。引き続きサービスを必要とする方の把握に努め、サービス提供事業所との連携を図ります。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んではおりません。サービス提供事業所については道南地域で函館市内に１か所あり、特定の障がいのある方を対象としたサービス提供体制となっています。今後もサービスを必要とする方の把握に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある方に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んではおりません。サービス提供事業所については近郊の函館市内に数か所あります。今後もサービスを必要とする方の把握に努めます。

④自立訓練（宿泊型）

知的障がいや精神障がいのある方に対し、居室その他の設備による家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（宿泊型）	人	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	30	30	30

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく利用実績はありませんが、令和３年度に高等養護学校卒業者が道内の事業所の利用を希望しており、１名見込んでいます。引き続き、サービスを必要とする方の把握に努め、速やかに提供できるようサービス提供事業所との連携を図ります。

⑤就労移行支援

就労を希望する障がいのある方に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	人	0	1	2	2	2	2
	人日／月	0	1	2	23	23	23

【見込量確保に係る方策】

町内に事業所はなく、これまでは高等養護学校の卒業生で、就労継続支援Ｂ型等を利用するため、就労移行支援事業所での就労アセスメントを必要とする人が主でしたが、函館でテレワークの利用も可能な事業所が開設され、利用相談もあることから養護学校卒業生と一般の利用者の２名の利用を見込んでいます。引き続き、関係機関と情報共有を図り、支援に繋げます。

⑥就労継続支援（Ａ型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結び、原則最低賃金取得を保証する雇用型サービスです。事業者と雇用契約を締結して、生産活動の機会の提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援（Ａ型）	人	6	5	4	4	4	4
	人日／月	134	119	90	88	88	88

【見込量確保に係る方策】

利用者が就労継続支援（Ｂ型）に移行しており、減少しています。これは近隣町にＢ型事業所が開設されたことに伴い、作業能力の高い利用者がリーダー的な立場でＢ型事業所に移行し

たことが要因となっています。現在江差町にはA型事業所がなく、圏域の乙部町に２か所あり今後も継続的な利用が見込まれます。引き続き、相談支援センターや各関係機関と情報共有し、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事務所との連携を図ります。

⑦就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう非雇用型のサービスです。生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援（Ｂ型）	人	64	64	68	74	74	74
	人日／月	1,295	1,346	1,414	1,628	1,628	1,628

【見込量確保に係る方策】

近年、近隣町や町内に新規事業所が相次いで開設されており、利用者の増加を見込んでいます。事業所が増えたことで利用者の選択肢も広がっており、引き続き、事業所等の周知に努め、各関係機関と情報を共有し適切なサービス提供に努めます。

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や問題解決に向けて必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用希望者もいませんので、利用は見込んでおりません。福祉的就労から一般就労へ移行することが大きな課題となっていますが、今後も各関係機関と情報共有を図ります。

⑨療養介護

医療と常時介護が必要な方に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医療的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養介護	人	3	2	1	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

利用者の死亡により、減少しています。町内で医療的ケアを必要とする人の新規利用希望はありませんので、現在町外で利用している人の継続的な利用が見込まれます。サービス利用を希望した際に速やかに提供できるよう、サービスを必要とする方の把握に努めます。

⑩短期入所（福祉型・医療型）

在宅で障がいのある方を介護している保護者等が病気・冠婚葬祭等の場合に、障がいのある方が、短期間宿泊できる施設サービスを提供します。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所（福祉型）	人	1	1	1	2	2	2
	人日／月	8	11	7	10	10	10
短期入所（医療型）	人	0	1	1	1	1	1
	人日／月	0	1	1	3	3	3

【見込量確保に係る方策】

福祉型・医療型共にレスパイト目的で不定期な利用があり、今後も、介護する方の高齢化に伴い、利用が高まることが見込まれます。引き続き、サービスを必要とする方の把握に努め、サービス利用を希望した際に速やかに提供できるよう、事業所や相談支援専門員等との連携に努めます。

（３）居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
共同生活援助	人	99	99	90	99	99	99
内精神障がい者	人	―	―	―	0	0	0
共同生活援助（整備見込量）	人	290	290	300	300	300	300

【見込量確保に係る方策】

令和２年度の利用は減少していますが、令和３年度より高等養護学校の卒業生等、サービス利用希望者がおり、見込は横ばいとしています。今後も地域での生活が長く継続出来るように、在宅サービス等の適切なサービス提供に努め、関係各機関と連携を図っていきます。

整備見込量に関しては、令和３年１月に町内の社会福祉法人のグループホーム（１０名）が開設し、３００人の整備となっています。

②施設入所支援

施設の入所者に対し、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設入所支援	人	30	29	28	31	31	31

【見込量確保に係る方策】

実績では、障がいの重度化に伴った施設の退所等により、減少していますが、令和３年度よりサービス利用希望者がおり、増加を見込んでいます。障害の重度化によりグループホームで空き待ちをしていた人が入所する傾向です。障害支援区分の高い方が多いことから、地域への移行は難しい現状ではありますが、地域の実情を踏まえ、施設入所者の減少を念頭に適切なサービス提供に努めます。

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方等に、一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	―	―	―	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用希望もないため、利用は見込んでいません。今後も障害者支援施設やグループホーム等への事業内容の周知に取り組み、サービスを必要とする方の把握に努めます。

（４）相談支援サービス

①計画相談支援（サービス等利用計画作成）

必要なサービスを利用することができるように生活実態を明らかにし、利用計画を作成し、サービス事業所との連絡や調整を行います。また、現在サービスを利用されている方のモニタリングを定期的に行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人	171	167	171	175	175	175

【見込量確保に係る方策】

実績では、１７０人前後で大きな増減はなく、今後も継続的な利用と養護学校卒業生や新規利用者も含め増加を見込んでいます。新規プラン作成以外のモニタリングについては、状態に応じて回数を増やす等の対応をしています。遠方の利用者もいることから、各相談支援事業所と情報共有を行い適切なサービス提供に努めます。

②地域移行支援

施設や病院に長期入所等をしている障がいのある方に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	―	―	―	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでいません。町内にサービスを提供できる事業所があり、必要な方がいつでも支援を受けられる体制となっています。今後も利用希望者の把握に努めます。

③地域定着支援

施設や病院に長期入所等をしていた方が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡・相談等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	―	―	―	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでいません。町内にサービスを提供できる事業所があり、必要な方がいつでも支援を受けられる体制となっています。今後も利用希望者の把握に努めます。

２．自立支援医療等

（１）自立支援医療等

①補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。補装具を必要とする身体に障がいのある方や難病患者に対して、購入費や修理費の給付を行っています。

障がいのある方一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

②自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

更生医療は、「１８歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術）のための医療費支給」、育成医療は、「１８歳未満の身体に障がいのある児童に対する手術等（斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等）のための医療費支給」、精神通院医療は、「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

障がいのある方一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

③療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある方に、医療施設において療養介護医療の提供を行います。

３．地域生活支援事業

（１）地域生活支援事業

①理解促進・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進・啓発事業	実施有無	有	無	無	有	有	有
	実施内容	ヘルプマーク17個配布	ヘルプマーク11個配布	ヘルプマーク３個配布			

【見込量確保に係る方策】

ヘルプマーク・カードの普及啓発（広報や町のホームページに掲載）を行い、令和３年１月現在で、ヘルプマーク３１個を交付しています。今後についても、障がいのある方等の理解を深めるため、地域住民に対し理解促進に努めるとともに、啓発物品の作成や配布等の広報活動も継続します。

②自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

【見込量確保に係る方策】

現在、利用実績はありませんが、障がいのある方に対するボランティアやピアサポーター等の自発的な取り組みの把握に努め、地域共生社会の実現を目指します。

③相談支援事業

障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
居宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

【見込量確保に係る方策】

委託事業所は１件ですが、あすなろ相談支援センターの相談実績が少ないため、町民に広く周知する必要があります。今後は、ホームページや広報紙などで周知に努めます。また、委託事業所と連携を図り、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービス提供体制を整えていきます。

障害者相談支援事業では、随時、町職員が窓口や電話による相談に応じるほか、指定相談支援事業所に委託を行い、相談に応じます。

居宅入居等支援事業は事業としての実施はありませんが、障がいのある方の住居についての相談がある場合は、引き続き窓口で相談に応じます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

また、金銭管理が難しい障がいのある方に、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）等の制度の周知や利用支援を行います。

サービス名	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	町長申立	0	0	0	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

成年後見制度が必要な障がいのある方を支援につなげるため、制度の普及促進等に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある方の権利擁護を図ります。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

【見込量確保に係る方策】

江差町社会福祉協議会「江差町成年後見センター」において、すでに法人後見支援事業も実施されているため、活動を支援することに努めます。

⑥意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、重度の身体その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者の派遣等については、「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」と連携して行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	利用者数	1	1	0	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

利用者のニーズ把握に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう手話通訳者等を確保することにより「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」及び他市町村との連携を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある方、障がいのある児童及び難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

また、必要に応じて用具の種類や単価の見直しを行い、個々の障がい程度に合わせて必要な支援用具を給付できるように検討します。

給付品目	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援等用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	255	209	204	222	222	222
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	0	0	0	0	0	0
合　　計	件/年	256	214	204	226	226	226

【見込量確保に係る方策】

日常生活支援用具等を必要としている方に対し、適切な利用が図られるよう、制度の周知に努めます。また、医療的ケア児への支援として必要とされる新たな品目を追加し利用者のニーズに対応できるよう、協議及び検討をします。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚及び音声・言語機能に障がいのある方及び障がいのある児童のコミュニケーション支援を行い、日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現時点で手話通訳の利用希望者がいないため、奉仕員養成研修の受講者を見込んでいませんが、「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」と連携をはかり、手話奉仕員養成研修等の周知や受講につなげていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な身体・知的・精神の障がいのある方や障がいのある児童を対象に外出時の移動の支援を行います。

サービス名	単　位	実績（R２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援事業	利用者数	3	7	4	8	8	8
	時間/年	37	25	71	160	160	160

【見込量確保に係る方策】

利用者に大きな増減はありませんが、令和２年度において利用する時間が増えており、定期的な買い物同行のニーズが高くなっているため、利用増を見込んでいます。今後も移動支援を必要としている利用者のニーズを把握し、障がいのある方の社会参加や余暇活動の促進に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある方に対して、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進などにより、福祉施設や関係機関と連携し、障がいのある方への地域生活支援の促進を図ります。

（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、八雲町（熊石地区）の６町で共同運営）

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	8	7	6	6	6	6

【見込量確保に係る方策】

実績では、利用者数２名の減があります。新規利用者がいないことから、町内にある地域活動支援センター「ＮＰＯ法人あゆみ共同作業所」の周知を図り、障がいのある方が利用しやすい環境整備を推進していき、専門的な人材の確保や資質向上を図るよう働きかけていきます。

４．障がい者支援（その他）

（１） 町独自事業

①障がい者等福祉タクシー利用助成事業

重度の障害者等に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者等の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進等を図ります。申請時等で利用者から困りごとなどを把握するとともに、助成額の拡充等について検討します。

②高齢者等外出支援サービス事業

一般交通機関を利用して外出することが困難な身体に障害がある者等に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、自立と生活の質の確保及びその家族の負担の軽減を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

③高齢者等交通費助成事業

難病患者が健康で明るく豊かな生活を営み、自立と社会活動への参加を促進するため「江差町高齢者・特定疾患者乗車証」を交付し、江差町内の路線バス運行区間のみの利用料金の２分の１を助成し、生活と福祉の向上を図ります。

④地域活動支援センター通所交通費助成事業

江差町地域活動支援センター「あゆみ共同作業所」への通所に係る交通費の一部を助成し、障がい者世帯の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ります。

５．障がい児支援

（１）障害児通所支援

①児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。早期療育は、発達を促すこととなるため、対象と思われる児童の保護者との相談やサービス利用の説明を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数	9	11	10	10	10	10
	人日／月	30.7	30.5	39	40	40	40

【見込量確保に係る方策】

利用者数はほぼ横ばいですが、一方で一人に対する利用日数が増加傾向であることから、サービスを必要とする児童やそのニーズをより把握し、適切にサービスが提供できるよう利用者等に対し、支援してまいります。

②医療型児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っておりませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

③放課後等デイサービス

学校に就学している支援が必要な児童に対して、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
放課後等 デイサービス	利用者数	7	10	8	10	10	10
	人日／月	43	47.5	52	52	52	52

【見込量確保に係る方策】

町内にサービス提供事業者がいないため、現在は、上ノ国町「たまみずき上ノ国町」の開設により、利用希望に対応できています。利用日数については、増加傾向であるため、今後もニーズ把握に努めます。事業所が遠方であるため、家族の送迎の負担を軽減する支援の拡充を検討します。

④保育所等訪問支援

家庭から保育所等に通いながら、児童発達支援事業所等へ併行通所（通園）している児童が、可能な限り地域における生活が継続できるために保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要な児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活への適応のための必要な支援を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っておりませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っておりませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

（２）障害児相談支援

①障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	利用者数	7	6	8	8	8	8

【見込量確保に係る方策】

障害児相談支援の充実を図るため、相談支援事業所「あすなろ相談支援センター」と連携し、支援を必要としている障がいのある児童に対し、適切な利用計画を提供できるよう支援に努めます。

（３）その他

①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

サービス名	単　位	実績（Ｒ２見込）			見　込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
コーディネーター	配置数	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、配置している実績はありませんが、必要とする児童がいる場合に、適切な支援が受けられるよう、配置について検討します。

６．障がい児支援（その他）

（１）町独自事業

①軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

音や話し声が聞こえにくい児童の言語の習得や社会性の向上を図り、福祉の増進に資するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

②小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

③子ども発達支援センター等通所交通費助成事業

障がい児世帯の経済的負担を軽減するため。上ノ国町子ども発達支援センター及びたまみずき上ノ国町（放課後等デイサービス）への通所に係る交通費の一部を助成します。

なお、保護者の送迎の負担を軽減する支援の拡充を検討します。

④発達支援教室「あそびの広場」

子どもの発達についての悩みを抱えている親子に対して、上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と保健師による発達相談と発達を促す「あそび」の提供を行い、子どもの発達促進につなげていきます。

⑤地域子育て支援拠点

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため「地域子育て支援センター」を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

⑥「いちいの会」の支援

障がいがある子ども持つ親の会（いちいの会）では定期的に会を開催し、親の悩みや子どものことについて情報交換を行っています。開催日に町の保健師を派遣し、各種相談に応じたり、制度の利用につなげる支援等を行っています。

⑦特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障がい（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症、軽度発達障がいのある児童が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

また、支援が必要な児童の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を充実するため、各小・中学校全５校に特別支援教育コーディネーターの配置を継続します。